

委員会規程の一部改正

東京都自動車整備商工組合

新	旧
<p>(目的) 同 右</p> <p>2 金融審査委員会、<u>近代化資金金融審査委員会</u>及び不服審査委員会の任務及び運用方法については別に規定する。</p> <p>3 . 同 右</p> <p>(以下 第2条～第12条「略」)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、東京都自動車整備商工組合（以下「組合」という。）定款第59条の規定により、組合事業の執行に関する理事会の諮問機関としての委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>2 金融審査委員会及び不服審査委員会の任務及び運用方法については別に規定する。</p> <p>3 本規程に定めない事項であっても、必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(以下 第2条～第12条「略」)</p>